

首里城破損瓦等利活用アイデア募集 募集要項

1 事業概要

(1) 目的

2019年10月31日未明に発生した火災により、琉球王国の象徴であり沖縄県民の誇りであった首里城正殿を含む建物8棟と施設内に展示、保管されていた文化財の多くが焼失する被害を受けました。

現在、国、県、関係機関が一体となり早期復興に向けて取り組んでいるところですが、首里城の特徴的な赤瓦については焼け残った瓦等（以下、破損瓦等という）を首里城の思い出として活用したい、との声が多く上がっていることから、破損瓦等の利活用についてのアイデアを広く募集し、破損瓦等を利用して様々なイベントや活動を行うことで、首里城への「思い」を多くの人々が共有し、また「思い」を形として残していくことを目的として、「首里城破損瓦等利活用アイデア募集」を行います。

(2) 実施体制

主催：沖縄県、沖縄総合事務局 国営沖縄記念公園事務所、（一財）沖縄美ら島財団
後援：那覇市

(3) 提供物の概要

※令和2年3月23日時点

| | 名称 | 大きさ | ※総数量 (トン袋) | トン袋内 の状況 | その他 |
|---|--------|--------|---------------|---|----------------------------|
| 1 | 瓦（大、平） | 30cm程度 | 106袋 | トン袋1袋に、 土嚢袋が150袋 入っている。 | 土嚢袋1袋に5 枚。5kg程度。 |
| 2 | 瓦（大、丸） | 30cm程度 | | | 土嚢袋1袋に3 枚。5kg程度。 |
| 3 | 瓦（中） | 15cm前後 | 526袋 | トン袋に直接入 れられているた め、提供時に仕 分けが必要。 | 正殿以外の瓦。 |
| 4 | 瓦（小） | 5cm前後 | 180袋 | | 正殿の瓦。 |
| 5 | 石材 | 30cm前後 | | | 正殿の階段や礎 石など大型の石 もある。 |
| 6 | コンクリート | 20cm前後 | | | |

※総数量やトン袋内の状況については、変動する可能性があります。

※上記以外の木材と灰については、安全性を確認した後に改めて募集を行う予定です。

(4) 提供方法

提供物は現状のまま受け渡します。搬出に必要な袋等の用具類を準備の上、各自で搬出してください。（主催者において搬出に係る費用等の負担は行いません。）

(5) 提供時期

令和2年6月上旬～7月末を予定

(6) 提供場所

中城御殿跡（那覇市首里大中町1丁目1番 県立博物館跡）

(7) 提供対象者

本事業の趣旨を理解した上で、提案したアイデアに基づいて適切に利活用できる方を対象とします。

※ 暴力団、暴力団関係企業など、もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）や、反社会的勢力に自己の名義を利用させる個人や団体は対象としません。

2 利活用アイデアの条件

「首里城への思いを形として残すようなアイデア」で非営利目的のアイデアに限ります。

なお、利活用を通して作成した作品等についての販売は不可としますが、イベント開催の必要経費として参加料等を徴収することは可とします。

※「首里城火災の記憶として、個人的に瓦片を少量欲しい。」などの要望に対しては、令和2年度中に改めて別のイベントで配布する予定です。

3 申込方法

(1) 提出書類

- ・首里城破損瓦等利活用アイデア募集 申込書（様式1）
- ・その他利活用の詳細が分かる補足資料

※申込書（様式1）を沖縄県のホームページからダウンロードしてください。

ネットワーク環境にない方は、「10 問い合わせ先」までご連絡ください。

(2) 提出方法

メール、郵送にてご応募ください。

(3) 申込期間

令和2年4月1日（水）～~~4月30日（木）~~ 5月29日（金）必着

※申込後に都合により辞退したい時は、その旨を書面（任意様式）にて提出してください。

(4) 提出先

沖縄県 知事公室 特命推進課（県庁6階）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

メールアドレス：aa071609@pref.okinawa.lg.jp

4 スケジュール

| | 内容 | 日程 |
|---|------------|---|
| 1 | 申込 | 令和2年4月1日～ 4月30日 5月29日 |
| 2 | 現地見学 | 令和2年4月12日(日)10:00～16:00 ※延期になります(下記) |
| 3 | 審査 | 令和2年5月中旬・6月中旬 |
| 4 | 審査結果の通知 | 令和2年5月下旬・6月下旬 |
| 5 | 破損瓦等の提供 | 令和2年6月上旬～ 6月末 7月末 |
| 6 | アイデアの実施 | 令和2年6月上旬～12月末 |
| 7 | アイデア実施後の報告 | 令和2年6月上旬～令和3年1月末 |

※スケジュールは現時点での予定であり、変更になる可能性があります。

5 現地見学

(1) 日時

~~令和2年4月12日(日) 10:00～16:00~~

※ 延期 (5月中旬を予定していますが、詳細については改めて通知します)

(2) 場所

中城御殿跡 (那覇市首里大中町1丁目1番 県立博物館跡)

※駐車スペースが限られていますので、なるべく公共交通機関を利用してお越し下さい。

6 アイデアの審査の流れ

(1) 審査方法

審査は提出書類にて行い、必要に応じてヒアリングを行います。審査の結果、提供に必要な数量が破損瓦等の総量を超えた場合は、希望の数量を提供できない場合があります。

(2) 審査の項目と基準

| | 項目 | 基準 |
|---|----------|--|
| ① | 利活用の目的 | 提案された活用の目的が、本事業の目的・趣旨に合致しているか。 必要経費や参加費等を過剰に計上したり、販売を行うなど、営利的な目的となっていないか。 |
| ② | 利活用計画の内容 | 適正な引取数量など、無理のない計画となっているか。また、その計画を実行できる体制となっているか。 |

(3) 審査結果の通知

全ての応募者に対し、令和2年~~5月下旬~~に6月下旬までに審査結果を通知します。

7 破損瓦等の提供

破損瓦等の提供は令和2年6月を予定していますが、詳細な日程については別途、提供者へ通知します。

提供時には首里城破損瓦等引取書(様式2)を提出していただきます。

8 利活用後の報告

利活用者は令和3年1月末までに、事業報告を行ってください。(様式3)

9 留意事項

(1) 事業全体に関する留意事項

- ・採用されたアイデア以外での使用は禁止します。
- ・破損瓦等譲渡時に所有権は利活用者(引取者)に移ります。引取後は責任を持って管理等を行ってください。
- ・破損瓦等を販売することは禁止します。
- ・破損瓦等提供後の苦情については受け付けません。また、提供した破損瓦等の返却はできません。応募にあたっては、現地見学において破損瓦等の状態を確認するなど、十分ご検討ください。
- ・引取り後、山林や河川等に破損瓦等を捨てることは不法投棄となります。やむを得ず諸般の事情により引取った破損瓦等を処分する場合は、利活用者自身で「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関連法令を遵守し適正に処分してください。

(2) 受け取りに関する留意事項

- ・受取時は主催者からの指示に従い、指定された場所以外には立ち入らないでください。

(3) 利活用時の取り扱いに関する留意事項

- ・瓦や石材を利活用する際は事前に水洗いを行い、マスク・ゴム手袋・軍手等を着用してください。
- ・木材や灰を取り扱う際は、マスク・ゴム手袋・軍手を着用し、口や目などの体内に入らないよう十分留意してください。

10 問合せ先

沖縄県 知事公室 特命推進課 (県庁6階)

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

電話：098-943-8199

メールアドレス：aa071609@pref.okinawa.lg.jp